

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 保険年金課

不利益処分の内容	虚偽の届出等に対する過料						
根拠法令等及び条項	栃木市国民健康保険条例第15条						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 427 491 501">根拠条項</td> <td data-bbox="491 427 1356 501">栃木市国民健康保険条例第15条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 501 491 575">参考事項</td> <td data-bbox="491 501 1356 575">国民健康保険法第9条第1項、第5項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 575 491 680">設定等年月日</td> <td data-bbox="491 575 1356 680"> 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 </td> </tr> </table>	根拠条項	栃木市国民健康保険条例第15条	参考事項	国民健康保険法第9条第1項、第5項	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
根拠条項	栃木市国民健康保険条例第15条						
参考事項	国民健康保険法第9条第1項、第5項						
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更						
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市国民健康保険条例抜粋</p> <p>第15条 市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。</p> <p>国民健康保険法抜粋</p> <p>(届出等)</p> <p>第9条 世帯主は、厚生労働省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。</p> <p>5 世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出なければならない。</p>						